

証券コード 7550
2015年6月19日

株 主 各 位

東京都港区港南二丁目18番1号
株式会社ゼンショーホールディングス
代表取締役会長兼社長 小川 賢太郎

第33回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、本日開催の当社第33回定時株主総会において、下記のとおり報告並びに決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

- 報告事項**
1. 第33期（2014年4月1日から2015年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第33期（2014年4月1日から2015年3月31日まで）計算書類報告の件

本件は、上記の内容をご報告いたしました。

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。変更内容は後記のとおりです。

第2号議案 取締役12名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、取締役に、小川賢太郎、竹井功一、小川一政、原俊之、國井義郎、平野誠、興津龍太郎、江藤尚美、榎本義己、萩原敏孝、西口泰夫、伊東千秋の12氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

以 上

定款変更内容

(下線が変更部分であります。)

変更前	変更後
<p>(目的) 第2条 (条文省略) (1) } (条文省略) (23) (新設) (新設) <u>(24)</u> (条文省略)</p>	<p>(目的) 第2条 (現行どおり) (1) } (現行どおり) (23) <u>(24) 保育園、保育室等の保育施設の運営及びノウハウの提供・指導ならびに業務受託</u> <u>(25) 旅行代理店</u> <u>(26)</u> (現行どおり)</p>
<p>(取締役の責任免除) 第28条 (条文省略) 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額の範囲内とする。</p>	<p>(取締役の責任免除) 第28条 (現行どおり) 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額の範囲内とする。</p>
<p>(監査役の責任免除) 第36条 (条文省略) 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額の範囲内とする。</p>	<p>(監査役の責任免除) 第36条 (現行どおり) 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額の範囲内とする。</p>

